

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 総務委員会及び商工文教委員会の所管を改めることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県産木材等利用促進条例（条例第55号）

- 1 県産木材等の利用の促進に関し、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県の責務等を明らかにするとともに、県民参加の下、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による本県の経済の活性化並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 市町村に対する支援について定めることとした。（第5条関係）
- 6 森林所有者の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 林業事業者の役割について定めることとした。（第7条関係）
- 8 木材産業事業者の役割について定めることとした。（第8条関係）
- 9 建築関係事業者の役割について定めることとした。（第9条関係）
- 10 県民等の役割について定めることとした。（第10条関係）
- 11 県産木材等の利用の促進に関する計画について定めることとした。（第11条関係）
- 12 県産木材の安定供給の促進等について定めることとした。（第12条関係）
- 13 県産木材等の利用の促進について定めることとした。（第13条関係）
- 14 県の建築物等における県産木材等の率先利用について定めることとした。（第14条関係）
- 15 人材の確保及び育成について定めることとした。（第15条関係）
- 16 普及啓発について定めることとした。（第16条関係）
- 17 県産木材等利用推進月間について定めることとした。（第17条関係）
- 18 推進体制の整備について定めることとした。（第18条関係）
- 19 施策の実施状況の公表について定めることとした。（第19条関係）
- 20 財政上の措置について定めることとした。（第20条関係）
- 21 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）